

新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理ステージ表（2022年3月22日以降）

ステージレベル		授業対応	課外活動対応	移動・出張対応	教職員勤務・会議対応	構内入構・施設利用対応
5	非常事態	【全ての授業を停止(休講)】	【サークル活動の禁止】	【不要不急の外出・移動及び緊急事態措置区域等への往來の自粛】 【出張は原則禁止】 ・やむを得ない出張(道内・道外)は学長の許可が必要	【原則、在宅勤務】 【大学危機対応職員、施設維持管理職員のみ交代で勤務】 【オンライン会議のみ】	【原則、構内入構禁止】
4	制限(大)	【遠隔授業を基本】 【対面授業は許可したものに限る】 【学内での実験、実習、卒業研究、ゼミ、面談、試験等は対面授業を基本とする】(※1)	【サークル活動の原則禁止】 【必要に応じ、許可する場合がある】(※2)	【不要不急の外出・移動及び緊急事態措置区域等への往來の自粛】 ・やむを得ない出張(道内・道外)は所属長の許可が必要 ・学生の出張(同行)は原則禁止(※4) (酪農学園保有のキャンパス外施設、野幌森林公園内、実習先が許可した場合を除く)	【在宅勤務の積極的な活用】 【オンライン会議を原則】 ・やむを得ない対面会議は感染防止対策を徹底して実施	【不要不急の構内入構自粛】(※3) ・学外者の来学は控え、オンライン会議やメール等で対応し、来学が必要な場合は、感染防止対策を徹底 ・本学施設を利用する外部団体の行事・集会等は原則中止または延期
3	制限(中)	【対面授業を基本】 【遠隔授業の積極的な活用】 ・対面授業は教室の定員(試験定員)及び座席を制限し実施する。 ・学外者と接触する機会がある授業は許可したものに限定	【サークル活動の自粛】 【許可したものに限る】(※2) ・緊急事態宣言対象地域での活動は禁止とし、対外試合および遠征・合宿等は原則自粛	【不要不急の外出・移動及び緊急事態措置区域等への往來の自粛】 ・やむを得ない出張(道外)は所属長の許可が必要 ・学生の出張(同行)は感染防止対策を徹底	【在宅勤務及び時差出勤の積極的な活用】 【オンライン会議の積極的な活用】 ・対面会議は感染防止対策を徹底して実施	【不要不急の構内入構自粛】(※3) ・やむを得ず入構する際は、感染防止対策を徹底 ・緊急事態措置区域及び行政機関から規制を要請された地域からの不要不急の来学は自粛
2	制限(中)	【対面授業を基本】 【必要に応じ遠隔授業を活用】 ・対面授業は教室の定員(試験定員)及び座席を制限し実施	【サークル活動の自粛】 【許可したものに限る】(※2) ・対外試合及び遠征・合宿等を原則自粛とし、状況によっては禁止	【感染防止対策を徹底した移動】 ・緊急事態措置区域等への出張は控え、移動先の感染状況や都道府県から発出されている対応や本学の決定事項に留意	【在宅勤務及び時差出勤の活用】 【オンライン会議を推奨】 ・対面会議は感染防止対策を徹底して実施	【必要に応じ構内入構自粛】(※3) ・大学主催の行事やイベントは、ステージレベルが2以上の場合は、原則対面開催を自粛
1	制限(小)	【対面授業を基本】 【必要に応じ遠隔授業を活用】 ・対面授業は教室の定員(試験定員)及び座席を制限	【サークル活動の自粛】 【許可したものに限る】	【感染防止対策を徹底した移動】 ・緊急事態措置区域等への出張は自粛	【必要に応じ在宅勤務及び時差出勤の活用】 【感染防止に配慮した対面会議】 ・必要に応じオンライン会議実施	【必要に応じ構内入構自粛】 ・入構の際は、検温、マスク着用など感染防止対策を徹底
0	通常 終息が見込まれた場合	【対面授業を基本】 【必要に応じ遠隔授業を活用】	【感染防止に配慮した活動】	【移動先の感染状況等の事前確認など感染防止に注意】 ・緊急事態措置区域等への出張は自粛	【通常勤務】 【感染防止に配慮した対面会議】 ・必要に応じオンライン会議実施	【感染防止行動の励行】 ・各自、検温・マスク着用など感染防止行動を励行。建物入場時は、入口のサーマルカメラや検温器で検温

- ※1 対面授業は、教育的効果等を考慮して、学群長・教育センターが許可する。学群長・教育センターが許可した対面授業、学内での実験・実習、卒業研究・ゼミ・面談・試験等については、状況により遠隔での実施を指示する場合がある。学外での実習は受入先の承諾及び感染拡大の予防に十分留意し必要な安全対策を確認した上で許可する場合がある。
- ※2 サークル活動は、教育センターが判断し許可する。全国大会など重要度の高いものは、主催者側の感染対策により可否を判断し許可する場合がある。
- ※3 大学主催の行事やイベントは、ステージレベルが2以上の場合は、原則対面開催を自粛とし、止むを得ず開催する場合は感染防止対策を徹底した環境整備に留意する。
- ※4 卒論調査等、どうしても必要な出張については、出張命令簿に理由書及び出張中に講じる感染予防対策を添付し、所属長の許可を得ること。原則は、道内かつ宿泊を伴わない出張とし、教員と学生の最少人数で、感染防止対策を徹底して実施すること。